

生総・営1第1042号

令和5年4月6日

令和5年5月31日まで保存

一般社団法人東京都警備業協会
会長 村井 豪 殿

警視庁生活安全部
生活安全総務課長



G7広島サミット等の開催に伴う適正な警備業務の実施について（要請）

貴協会におかれましては、平素から警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月19日から21日まで、広島県広島市内においてG7広島サミット
が開催されます。

主要国首脳が一堂に会するサミットは、テロ組織等にとって、その主義主張や存在
をアピールする格好の機会になっており、過去には国内において、サミット開催年に
市民を狙ったテロが発生しています。

都内においては、各国の関連施設等が多数所在しており、これらの施設等を狙った
テロ等の発生が懸念される極めて厳しい情勢であります。よって、今回の開催に際し、
警視庁としては、総力を挙げて諸対策を推進し警備の万全を期すこととしています。

貴協会におかれましても、現下の厳しい情勢を御理解していただき、会員企業様に
対しまして、警戒警備の徹底と適正な警備業務の実施により、テロ等の不法事案の未
然防止を御指導いただくようご協力をお願いいたします。

特に、関連施設等の警備に従事する場合は、別添「留意事項」の周知徹底に努めて
いただき、警戒警備の万全を期するよう重ねてお願い申し上げます。

留 意 事 項

1 従事する警備員の選定

関連施設等の警備業務に従事する警備員については、不法事案発生の際に臨機応変に対応できるなど、当該業務の経験が豊富で資質の高い者を選出する。また、新たに警備員を採用する際には、警備業法第14条の規定に基づき、身元の確認に必要な調査を徹底する。

2 テロ等の不法事案に対する対応要領等の指導の徹底

従事する警備員に対しては、今回の来日を見据え、最近のテロ事案を踏まえた対応要領等についての指導を行い、不審者等の早期発見に努める。また、不法事案発生の際の警戒要領等についての指導を徹底する。

3 見せる警戒の励行

従事する警備員に対しては、効果的な位置での警戒や積極的な声かけ等、いわゆる見せる警戒を励行し、不法事案の防止に努める。

4 不審動向等の早期通報

警備業務を通じて知り得た不審者、不審車両、不審物件等に関する情報は、細大漏らさず速やかに警察に通報すること。

5 身分証明書の携帯の徹底

従事する警備員に対しては、勤務中、必ず身分証明書を携帯させ、身分関係を明らかにする。